

カブドットコム証券株式会社
 (コード番号: 8703 東証1部)
 代表執行役社長 斎藤 正勝

2010年5月24日

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成22年5月20日に公表いたしました、「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

新設する条文名に誤りがあったため。

2. 訂正の内容

訂正の内容は次のとおりであります。訂正箇所には、. 線を付しております。

【訂正前】

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第7条の2 (省略)	第8条	(現行どおり)	
		(株式取扱規則)	
(新設)	第9条	本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	
第8条～第45条 (省略)	第10条～第47条	(現行どおり)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月27日（日曜日）
定款変更の効力発生日	平成22年6月27日（日曜日）

【訂正後】

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案	
(単元株式数) <u>第7条の2</u>	(省 略)	(単元株式数) <u>第8条</u>
		(現行どおり) <u>(単元未満株主の権利)</u>
(新 設)	<u>第9条</u>	本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<u>第8条～第45条</u>	(省 略)	<u>第10条～第47条</u> (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月27日（日曜日）
定款変更の効力発生日	平成22年6月27日（日曜日）

以上